

# 八戸市スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸市スポーツ協会規約（以下、規約）を作成し、適切に団体運営及び事業計画を行っている。</li> <li>・八戸市スポーツ協会専用の口座を持ち、適切な会計管理・運営を行っている。</li> </ul>
〔原則1〕法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営にあたり、八戸市の定める各種条例や規則等を遵守している。</li> </ul>
〔原則1〕法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約第11～15条において会長、副会長及び理事長等を設け、役員を選出や職務、任期に関する内容を定めているほか、代表委員会などを実施し、予算及び決算を報告し、承認を得る等、適切な団体運営及び事業運営を行っている。</li> </ul>
〔原則2〕組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである	<p>組織として目指すべき基本方針（ミッション、ビジョン等）を策定し、ウェブサイト等での公表すること</p> <p>また、目指すべき基本方針のみならず中長期的な基本計画を策定し、公表することが望まれる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約第3条、第4条で当協会の目的及び事業について定め、会計年度毎の事業計画を策定している。</li> <li>・今後、ウェブサイト等での公表に取り組んでいきたい。</li> </ul>
〔原則3〕暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職員に対するコンプライアンス教育及び研修会は未実施であるが、当面は、日本スポーツ協会等が実施している「加盟団体フォーラム」や「スポーツ・インテグリティ基礎研修会」などへの参加の促進に努める。</li> </ul>
〔原則3〕暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者及び競技者等に対するコンプライアンス教育及び研修会は未実施であるが、日本スポーツ協会公認指導者の養成講習会及び資格更新のための更新研修会への参加の促進に努める。</li> </ul>
〔原則4〕公正かつ適切な会計処理を行うべきである	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約第11条のとおり監事3名を配置し、会計監査を実施する等、規約に基づき適切に処理している。</li> </ul>

# 八戸市スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

<p>〔原則４〕公正かつ適切な会計処理を行うべきである</p>	<p>(２) 国庫補助金等の利用に関し、適切な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助元の要項等を遵守し、適切に処理している。</li> <li>・上項(１)の体制により、本協会諸規定の定めに基づき適切な会計処理を行っている。</li> </ul>
<p>〔原則４〕公正かつ適切な会計処理を行うべきである</p>	<p>(３) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約第 11 条のとおり監事を 3 名配置し会計監査を、規約第 30 条のとおり事務局を設置し経理処理を実施する等、監査と経理を別の者が担当する体制を整えている。</li> </ul>
<p>〔原則５〕法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織体制に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである</p>	<p>(１) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約、事業計画、予算書、事業報告書、決算書、監査報告、役員名簿等を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</li> </ul>
<p>〔原則５〕法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織体制に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである</p>	<p>(２) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸市のホームページで、当スポーツ協会のガバナンスコードの遵守状況について公表している。</li> </ul>
<p>〔原則６〕高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード&lt;中央競技団体向け&gt;の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである</p>	<p>NF と同等の高いレベルのガバナンスを確保することが求められると自ら判断する一般スポーツ団体においては、自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明・公表を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応なし</li> </ul>